

年 月 日

江東区清掃事務所長 殿

排出事業者（所有者）住所

排出事業者（所有者）氏名

【法人の場合は名称及び代表者氏名】

マニフェスト非適用届

次の排出場所は、マニフェスト適用対象事業者の基準に該当しなくなったので、江東区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱第8条の規定により次のとおり届出します。

届出理由								
排出場所	名称							
	所在地							
排出場所コード	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							

清掃事務所受付欄

※ 1日平均排出量が100kg未満になり、マニフェストの使用を中止する場合には、そのことが証明できるものを添付すること。

- (例) ・ごみ運搬伝票（レシート）の写し
- ・一般廃棄物収集運搬契約書の写し

--